

よこはま都市消防



記事

- **事務局だより**
 - ・「平成24年度防災講演会」の概要について
 - ・「平成24年度防災視察研修会」を振り返って
- **横浜消防トピック119**
 - ・消防法施行令等の一部改正について
 - ・平成24年度横浜市消防操法技術訓練会
- **防火防災協会からのお知らせ**（コンサルティンググループ）



事務局だより

平成 24 年度

防災講演会の概要について



本年度の防災講演会は、11月7日(水)午後2時から、横浜市開港記念会館講堂において、横浜市消防局の後援をいただき開催しました。ここでは、その概要について紹介します。

- 1 テーマ 災害情報の収集、伝達、活用、管理
- 2 講師 消防庁消防研究センター火災災害部長
横浜国立大学客員教授
座間 信作 氏



3 開催に当たって

当協会では、横浜市の防火・防災に寄与するため、毎年、学識経験者を招いて防災講演会を開催しています。本年が、社団法人横浜市火災予防協会から公益社団法人横浜市防火防災協会に移行し、新たにスタートした初年度であること。そして、東日本大震災から1年半し

か経過しておらず、取り組むべき課題が多くあること。さらに、大震災と横浜市域との関連をどう捉えるかということなど、これらの事柄を総合的に考えて、発災直後から東日本大震災の現場に足を運び、地震研究者であり、消防庁消防研究センターで火災災害調査部長として、また横浜国立大学客員教授として活躍されている座間信作氏に講師をお願いして講演会を開催しました。



4 講演内容

(1) 横浜を襲う地震

元禄地震、南海トラフ地震、東京湾北部地震を題材にして解説

(2) 首都圏の地震環境

(1)の地震に加え、フィリピン海プレートの動き、3.11以降の誘発地震などの解説

(3) 地震火災

1923年関東地震(関東大震災)、1995年兵庫県南部地震(阪神淡路大震災)を題材に地震火災と消防防災分野における課題を解説

(4) 適切な応急対策を行うための要件

①情報の空白を埋める。②被害情報を効率的に収集する。③被害情報等を確実に伝達する。④意思決定への支援情報を提供する。⑤対策実施の具体策を提示する。

これらについて、必要なテクノロジーを含めて解説するとともに、消防庁消防研究センターで開発し、提供している簡易型地震被害想定システムの利用について紹介

(5) 延焼シミュレーション

リアルタイム延焼シミュレーションの有用性を解説するとともに、本講演場所が横浜市内であったことから、市内100出火点を想定したシミュレーション画像を紹介

(6) テーマの意義

総括として、本講演のテーマについて、その意義を解説

5 終わりに

今回の防災講演会が、聴講された皆様お一人お一人の今後の防火・防災活動に少なからず貢献できたのではないかと考えております。

200名近い皆様にご聴講いただき、改めて感謝を申し上げます。



平成 24 年度

防災視察研修会を振り返って

当協会の平成 24 年度の防災視察研修会は、平成 24 年 11 月 13 日、14 日の 1 泊 2 日で実施しました。

ご案内する期間が短かったにもかかわらず、24 名（事務局を含む。）のご参加を得ての催行となりました。

主たる研修は、横浜市消防局予防部長による防災講習会と茨城県つくば市にある独立行政法人土木研究所の視察でした。

横浜市消防局の岡田予防部長には、お忙しい中、往路のみご参加いただき、車中において、5 月 13 日に発生し、多くの死傷者を出した広島県福山市のホテル火災を機に発足した国のホテル火災対策検討部会の中間報告等を踏まえた宿泊施設における防火安全対策の要点及び徹底についてや、9 月 29 日に発生した株式会社日本触媒姫路製作所の爆発火災の概要、化学プラントにおける事故防止の徹底等について、さらには、東日本大震災の教訓を踏まえた大規模・高層ビルを中心としたビル全体の防火管理の強化や多数の死者を伴う火災被害が頻発している雑居ビル等の防火管理の徹底の必要性から改正された消防法における統括防火管理者の役割の概要等について、「最近の予防行政の動向」に係る講演をしていただきました。ありがとうございました。

独立行政法人土木研究所の舗装道路の研究施設では、広大な敷地に設置された一般の道路と同じ舗装走行実験場を人工衛星を利用して無人で走行する最大重量 40 トンの舗装走行試験用荷重車や水溜りができない排水性舗装の模型での排水実験などを見学しました。排水性舗装では、空気も通すことからタイヤの溝に閉じ込められた空気が押しつぶされてはじけるときに発生するエアポンピング音が小さくなり、道路から出る騒音が軽減されるとのことでした。最近開通した新東名高速が排水性舗装で施工しているとのことですので、機会がありましたら体感してみてください。また、ヒートアイランド現象を軽減するための舗装技術として、表層に水分を蓄えられる特殊な材料を入れた舗装により、蓄えた水が蒸発する気化熱により舗装の温度を下げる保水性舗装や表面に特殊な塗料を塗った舗装で、太陽光を反射することにより舗装の温度上昇を防ぐ遮熱性舗装について説明をしていただきました。さらに、実際の橋梁のサンプルを見学し、老朽化や劣化によりもろくなったコンクリートや腐食により端が鉛筆の先のようにとがって切れた鉄筋等を目の当たりにし、材料の老朽化、経年劣化の恐ろしさを改めて再認識したところです。12 月 2 日に発生した中央自動車道笹子トンネル内のコンクリート製天井板の崩落事故も、このようなことが原因だったのかも、・・・視察研修会で得たにわか知識でそんなことも考えてしまいました。

今回の防災視察研修会を通じて、防災は、起こりうる災害を可能な限り予見して対策を講じることが極めて有効であり、重要であることを改めて再認識したところです。



14日に訪れた袋田の滝は、見事な紅葉でした。



当協会では、来年度も会員の皆様の事業所、地域等における防災に少しでもお役立ちができるような視察研修会を企画してまいりたいと考えておりますので、奮ってご参加をお願いいたします。

消防法施行令等の一部改正について

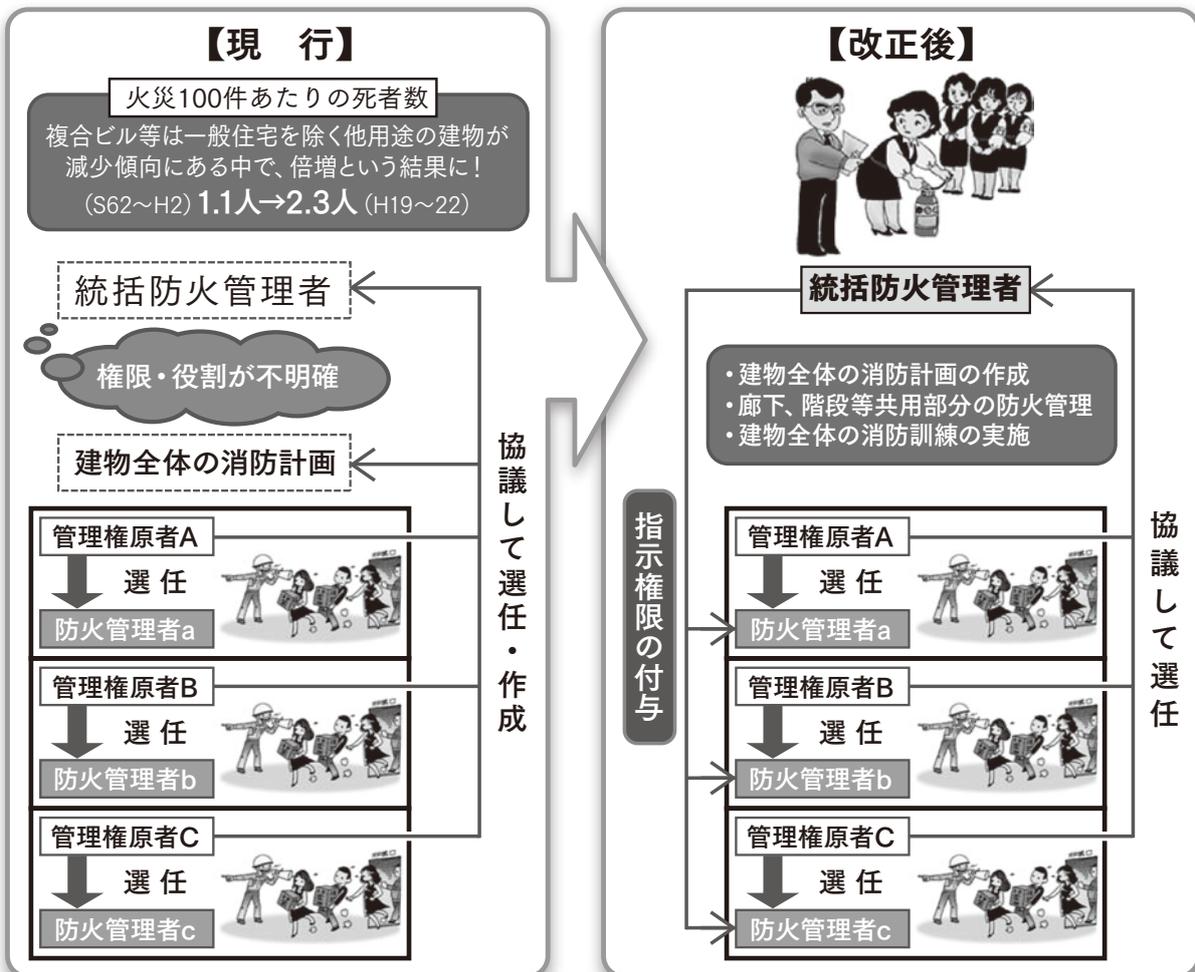
～ 複合ビル等における共同防火・防災管理体制の充実強化を踏まえた改正 ～

消防局査察課

◆ はじめに

平成 24 年 6 月 27 日に公布された「消防法の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 38 号）により、複合ビル等における共同防火・防災管理体制の充実が図られることとなりました。当該内容については前号の「よこはま都市消防No. 15」にてお知らせしたところですが、平成 24 年 10 月 19 日に「消防法施行令の一部を改正する政令」（平成 24 年政令第 262 号）、「消防法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 24 年総務省令第 91 号）及び「消防法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係告示の整理に関する告示」（平成 24 年消防庁告示第 12 号）が公布され、統括防火管理者の資格要件及び責務等、所要の規定が整備されましたので、その概要等についてお知らせします。

一連の消防法令改正イメージ



【法令改正のねらい】

- 廊下や階段等の共用部を中心に、複合ビル等における防火・防災管理の役割分担を明確化
- 複合ビル等における自律的な防火・防災管理体制の確立

- ◆ 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）及び消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）の改正概要

1 統括防火管理者を定めなければならない防火対象物（令第3条の3）

統括防火管理者とは、建物全体にわたる防火管理上必要な業務を統括する者をいいます。次のいずれかに該当し、管理について権原が分かれている複合ビル等については、一定の資格要件を満たす者の中から統括防火管理者を選任し、所轄消防署長に届け出なければなりません。

【統括防火管理者を定めなければいけない防火対象物…横浜市内約 5,700 対象】

① 収容人員関係なし	② 収容人員10人以上	③ 収容人員30人以上	④ 収容人員50人以上
<ul style="list-style-type: none"> 高さ31mを超える高層建築物 地下街のうち消防長又は消防署長が指定するもの 準地下街 	認知症高齢者グループホーム、特別養護老人ホーム等、災害時に自力避難の困難な者が入所する社会福祉施設が入っている建物	映画館、飲食店、物品販売店、ホテル、病院など、主として不特定多数の者を収容する施設が入っている建物	共同住宅、会社事務所など主として特定の者を収容する施設が入っている建物
階数関係なし	階数3以上(地階を除く)	階数3以上(地階を除く)	階数5以上(地階を除く)

※ 収容人員については、建物全体で算定します。

2 統括防火管理者の資格及び資格を有する者であるための要件（令第4条、規則第3条の3）

統括防火管理者は「建物全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限及び知識を有する者」から選任しなければならず、建物の区分に応じて次に掲げる資格が必要となります。ただし、単に資格を有していれば良いということではなく、選任に際しては統括防火管理者の資格を有するための要件も規定されています。

【統括防火管理者の資格及び資格を有する者であるための要件】

統括防火管理者の資格（令第4条）				
認知症高齢者グループホーム等、災害時に自力避難困難な者が入居する社会福祉施設が入っている建物	<ul style="list-style-type: none"> 主として不特定多数の者を収容する建物 高層建築物のうち、上記に該当するもの 消防長等の指定する地下街 準地下街 	<ul style="list-style-type: none"> 主として特定の者を収容する建物 高層建築物のうち、上記に該当するもの 		
延べ面積関係無し	延べ面積300㎡未満	延べ面積300㎡以上	延べ面積500㎡未満	延べ面積500㎡以上
甲種防火管理者	甲種防火管理者 又は 乙種防火管理者	甲種防火管理者	甲種防火管理者 又は 乙種防火管理者	甲種防火管理者
統括防火管理者の資格を有する者であるための要件（規則第3条の3）				
上記資格を有しているほか、次に掲げる全ての要件を満たしていること。				
① 各管理権原者が有する権限のうち、 <u>建物全体の防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限が付与されていること。</u>				
② 各管理権原者から、 <u>建物全体の防火管理上必要な業務の内容について説明を受けており、かつ、当該内容について十分な知識を有していること。</u>				
③ 各管理権原者から、 <u>建物の位置、構造及び設備の状況その他当該建物全体の防火管理上必要な事項について説明を受けており、かつ、当該事項について十分な知識を有していること。</u>				

- ※ 甲種防火管理者とは、甲種防火管理講習修了者のほか、一定の学識経験を有する者等をいいます。
- ※ 乙種防火管理者とは、乙種防火管理講習修了者のほか、甲種防火管理者をいいます。
- ※ 業務内容等の説明は、口頭によるほか、文書の交付により示すことで差し支えないものとします。

3 統括防火管理者の責務（令第4条の2）

次に掲げる事項について実施しなければならないとされています。

- (1) 建物全体の防火管理に係る消防計画を作成し、所轄消防署長に届け出ること。
- (2) 作成した消防計画に基づき、消火、通報及び避難の訓練の実施、建物の廊下、階段、避難口等の管理その他建物全体についての防火管理上必要な業務を行うこと。
- (3) 建物全体の防火管理上必要な業務を行うときは、必要に応じて建物の各管理権原者の指示を求め、誠実にその職務を遂行すること。

ここでいう、統括防火管理者の「防火管理上必要な業務」の中には、防火管理業務が適正に行われていない各防火管理者に対する**指示権**も含まれるものとされています。その指示内容については、次に掲げるような事例を想定しています。

- 事例①** 廊下等の共用部に避難の支障となる物件を置いている事業所の防火管理者に対し、当該物件を撤去するよう指示すること。
- 事例②** 建物全体の消防計画に基づいて行う訓練に参加しない事業所の防火管理者に対し、訓練に参加するよう促すこと。

なお、防火管理者が統括防火管理者の指示に従わないことにより、消防法令上問題がある場合には、消防長または消防署長が建物の管理権原を有する者に対し、措置命令を発出する可能性があります。

4 建物全体の防火管理に係る消防計画（規則第4条）

統括防火管理者は、次に掲げる事項について、建物全体の消防計画を作成し、管理権原者の確認を受けて、所轄消防署長に届け出なければなりません。

- (1) 建物における各管理権原者の当該権原の範囲に関すること。
- (2) 建物全体についての防火管理業務が一部委託されている場合における受託者の氏名、業務の範囲等に関すること。（例：夜間において警備会社等による機械・常駐警備を委託する場合等）
- (3) 消火・通報及び避難の訓練等の定期的な実施に関すること。
- (4) 廊下、階段、避難口等の避難施設の維持管理に関すること。
- (5) 火災・地震等が発生した場合における消火活動等に関すること。
- (6) 火災の際の消防隊に対する当該防火対象物の構造等の情報提供に関すること。
- (7) その他必要な事項

（このほか、東海・東南海・南海地震等の対策が必要な地域に指定された地域にあっては別途定める事項がありますが、平成24年11月現在において横浜市はいずれの地域にも指定されていないため、省略します。）

5 統括防災管理者について

統括防火管理者を定めなければならない建物のうち、消防法第 36 条に規定する防災管理が必要な大規模・高層の建物については、統括防災管理者を協議して選任しなければなりません。

(統括防火管理者と統括防災管理者については、同一の者を選任します。)

統括防災管理者については、「建物全体についての防災管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限及び知識を有する者」から選任しなければならず、次に掲げる資格を有するとともに、選任に際しては統括防火管理者同様に資格を有する者であるための要件が定められています。

(統括防災管理者の資格を有するものであるための要件の他、統括防災管理者に関する運用については、原則として統括防火管理者に係る運用に準じるものとします。)

統括防災管理者の資格(令第 48 条の 2)

①	甲種防火管理講習の課程を修了した者又は大学若しくは高等専門学校において、防災関係の学科若しくは課程を修めて卒業し、かつ、1年以上防火管理の実務経験を有する者で、防災管理に関する講習の課程を修了したもの
②	大学若しくは高等専門学校において、防災関係の学科若しくは課程を修めて卒業し、かつ、1年以上防火管理の実務経験を有する者で、さらに1年以上防災管理の実務経験を有するもの
③	市町村の消防職員で、管理的又は監督的な職に1年以上あった者
④	その他防災管理者として必要な学識経験を有すると認められるもの

6 施行期日

一連の統括防火・防災管理者に関する規定については、平成 26 年 4 月 1 日より施行となります。

なお、統括防火・防災管理者の選任(解任)届出については、経過措置として、平成 26 年 4 月 1 日より前においても、所轄消防署長に届け出ることができるかとされています。

◆ おわりに

統括防火・防災管理者を定めなければならない建物については、現行の規定上も「共同防火・防災管理協議事項」を定めて所轄消防署長に届け出なければならないこととされていますので、協議事項を作成していない建物については、統括防火・防災管理者の選任方法も含めた協議事項を速やかに作成し、建物全体の共同防火・防災管理体制の充実強化を図る必要があります。

また、既に協議事項を作成・届出済みであっても、改正法令の規定を踏まえ、統括防火・防災管理者の業務や権限を明確に規定するなど、必要に応じて見直しを行ってください。

平成24年度 横浜市消防操法技術訓練会

消防局予防課

秋晴れの平成24年10月26日(金)に、戸塚区深谷町の横浜市消防訓練センターで、平成24年度横浜市消防操法技術訓練会が、46隊230名の自衛消防隊の皆様の参加のもと開催されました。

この訓練会は、昭和61年度から開催されており、今年度で27回目の開催となりましたが、東日本大震災以降2回目の大会ということもあり、区役所の参加も増え、本訓練会へは3区役所が参加いたしました。ひとたび災害が発生すると、企業活動は甚大な影響を受けざるを得ないことから、被害を最小限に食い止める上で重要な役割を担っているのが、自衛消防隊であり、安定した企業活動の支えとなっております。

訓練会では、屋内消火栓操法Ⅰ(女性の部)・屋内消火栓操法Ⅱ(男性又は男女混成の部)・小型ポンプ操法の3種目が実施され、各区から選抜された自衛消防隊が自らの事業所はもとより、地域の安全・安心を守るため、日頃の訓練成果を披露しました。

☆屋内消火栓操法Ⅰ(女性の部) 15隊 75名



☆屋内消火栓操法Ⅱ(男性又は男性女性混成の部) 18隊 90名



☆小型ポンプ操法 13隊 65名



☆最優秀を獲得した自衛消防隊☆

屋内消火栓操法 I



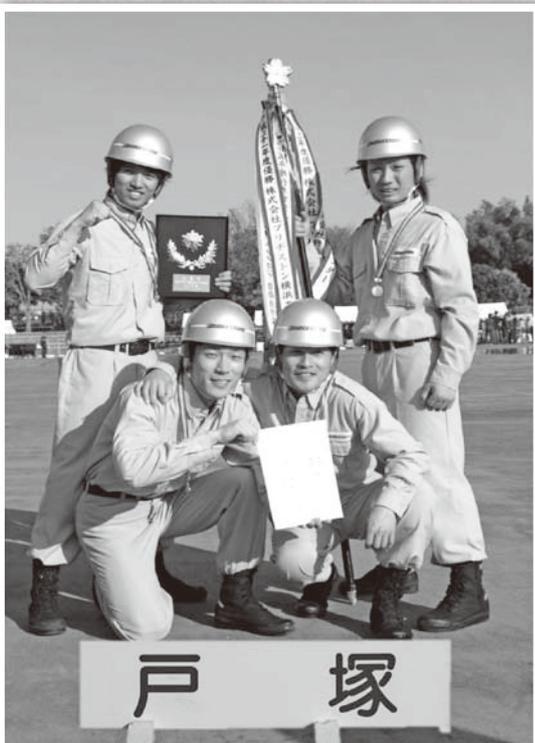
医療法人社団三喜会 横浜新緑総合病院

屋内消火栓操法 II

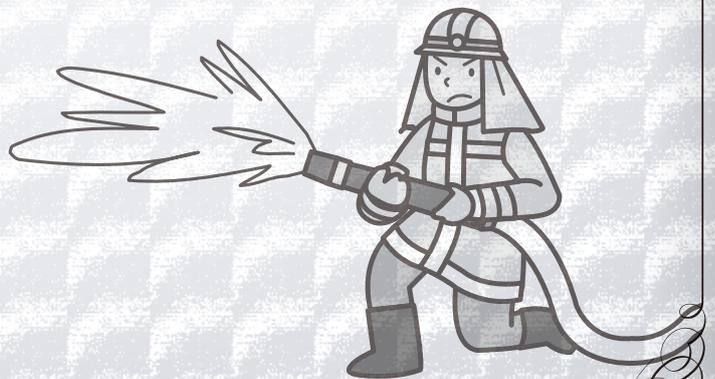


工藤建設株式会社建物管理事業部

小型ポンプ操法



株式会社ブリヂストン 横浜工場





栄えある賞を受けた自衛消防隊



屋内消火栓操法Ⅰ（女性の部）	屋内消火栓操法Ⅱ（男女混成の部）	小型ポンプ操法の部
☆☆☆ 最優秀 ☆☆☆	☆☆☆ 最優秀 ☆☆☆	☆☆☆ 最優秀 ☆☆☆
医療法人社団三喜会 横浜新緑総合病院（緑）	工藤建設株式会社 建物管理事業部（青葉）	株式会社ブリヂストン 横浜工場（戸塚）
☆☆ 優秀 ☆☆☆	☆☆ 優秀 ☆☆☆	☆☆ 優秀 ☆☆☆
横浜ランドマーク タワー本部（西）	新横浜プリンス ホテル（港北）	株式会社東芝 横浜事業所（磯子）
横浜市栄区役所（栄）	横浜駅東口地下街 ポルタ（西）	株式会社オーバル 横浜事業所（金沢）
☆ 優良 ☆	☆ 優良 ☆	☆ 優良 ☆
日東樹脂工業株式会社 横浜工場（都筑）	株式会社日本製鋼所 横浜製作所（金沢）	芝浦メカトロニクス株式会社（栄）
キンビール株式会社 横浜工場（鶴見）	キンビール株式会社 横浜工場（鶴見）	株式会社東芝 京浜事業所（鶴見）
横浜ダイヤビル（神奈川）	株式会社JVCケンウッド本社・ 横浜事業所（神奈川）	横浜油脂工業株式会社（西）
ロイヤルホールヨコハマ（中）	日産自動車株式会社 本牧専用ふ頭（中）	三菱重工業株式会社 横浜製作所（中）
株式会社 京急百貨店（港南）	社会福祉法人横浜社会福祉協会 救護施設 清明の郷（南）	横浜刑務所（港南）
聖隷横浜病院（保土ヶ谷）	京急サービス株式会社（港南）	社会福祉法人清正会 特別養護老人ホーム グリーンサイド清盛（旭）
社会福祉法人清正会 特別養護老人ホーム グリーンサイド清盛（旭）	横浜ビジネスパーク（保土ヶ谷）	株式会社横浜LIXIL製作所 （緑）
株式会社 イトーヨーカ堂 能見台店（金沢）	タカナシ乳業株式会社 横浜工場（旭）	三菱化学株式会社 横浜センター（青葉）
新横浜グレイスホテル（港北）	横浜市磯子区役所（磯子）	日東樹脂工業株式会社 横浜工場（都筑）
緑山スタジオ・シティ（青葉）	横浜田園都市病院（緑）	株式会社 啓愛社 自動車部品事業部（泉）
医療法人柏堤会 戸塚共立第1病院（戸塚）	三井ショッピングパーク ららぽーと横浜（都筑）	
株式会社 イトーヨーカ堂 立場店（泉）	医療法人柏堤会 戸塚共立第2病院（戸塚）	
	住友電機工業株式会社 S E O F 光機器（栄）	
	戸塚共立 リハビリテーション病院（泉）	
	横浜市瀬谷区役所（瀬谷）	

